

○住田局長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」第1回会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、関係者の皆様に御出席いただき、まことにありがとうございます。

私は内閣府知財事務局長の住田でございます。

会議に先立ちまして、本会議の委員の方々を御紹介させていただきます。

有木節二委員でございます。

石川和子委員でございます。

上野達弘委員でございます。

川上量生委員でございます。

後藤健郎委員でございます。

宍戸常寿委員でございます。

瀬尾太一委員でございます。

立石聡明委員でございます。

中村伊知哉委員でございます。

長田三紀委員でございます。

野間委員につきましては、本日は所用のため、講談社取締役の吉羽様に代理出席をいただいております。

林いづみ委員でございます。

福井健策委員でございます。

堀内浩規委員でございます。

前村委員につきましては、本日は所用のため、日本ネットワークインフォメーションセンターの石田様に代理出席をいただいております。

丸橋透委員でございます。

村井純委員でございます。

森亮二委員でございます。

山本和彦委員でございます。

吉田奨委員でございます。

また、座席表にございますとおり、関係省庁からも出席をいただいております。

本会議の座長につきましては、知財本部の検証・評価・規格委員会コンテンツ分野会合の座長でもあります中村委員、それから、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長の村井委員のお二方に共同座長という形でお願いしたいと思っております。

中村座長、村井座長、よろしくお願ひいたします。

○中村座長 おはようございます。今日は暑くなりそうでございます。

御存じのとおり4月13日に政府の方針が出されて、賛成意見、反対意見、盛り上がりまして、その後、状況は変化しておりますし、一方で国民のこの問題意識も非常に高まったと思っております。この状況を踏まえて建設的な議論をしていただければと存じます。

私はこの話は知財政策とIT政策の調整問題だと認識をしております、知財政策とIT政策は今の日本の行政領域の中で最重要のツートップだと考えます。私自身、ここに落とそうという腹案を持っているわけではございませんが、この議論を審議いただくにはこれ以上ないメンバーにお集まりいただいたと存じます。皆さんの意見を聞きながら、正しい道を探りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○村井座長 おはようございます。慶應大学の村井です。

私自身はインターネットの開発にずっと携わってきたということと、この国のIT政策に一番最初から携わってきたということでかかわらせていただきました。

今回のテーマは、タイトルはインターネット上の海賊版対策ということで、技術が発展をすると、その技術というのはいい使い方というのがあるのですけれども、それに対してアブユーズという悪い使い方、濫用をすることが出てまいりまして、これがインターネットが基盤になった社会での課題になってまいります。今日はその課題に取り組んでいただくということで、今、中村さんのほうからお話があったように、これ以上ないメンバーということでお集まりいただいたと思います。

個人的には、このきっかけになった漫画という内容は大変重要な日本の文化で、世界に対する非常に大きなマーケットも持ってきているということを経験して、世界の中でグローバルな環境をつくっているインターネット、その上でのこういった日本の宝のあり方ということにかかわるかと思っておりますので、出口の固定をしないできちんとした議論ができればなと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○住田局長 どうもありがとうございました。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、報道の方はよろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○住田局長 それでは、これ以降の司会進行は座長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村座長 よろしくどうぞお願いいたします。

この会議の司会、共同座長ということですので、原則として村井さんと私で交互に務めさせていただければと考えておりますが、今日は私のほうで議事を進めることといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず事務局から配付資料の確認をお願いします。

○岸本参事官 お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。下のほうに配付資料一覧を記載しておりますけれども、本日、資料1-1から資料9まで、そして参考資料1-1から1-3までを用意しております。

資料1-1から資料5までが事務局で御用意した資料でございます、資料6から資料9は本日、御出席の委員あるいは代理の方々から提出いただいた資料となっております。

以上です。

○中村座長 よろしいでしょうか。

では、続いてこの会議の運営について事務局から説明をお願いしますか。

○岸本参事官 資料2をごらんいただきたいと思います。「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）の運営について（案）」でございます。

まず1つ目、議事の公開についてでございますけれども、この会議は原則として公開とさせていただきますと考えております。ただし、座長が議事の全部または一部を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではないとさせていただきますと思います。

そこで、公開のところに※で注釈をつけておりますけれども、原則として公開とさせていただきますため、海賊版サイトの個別名称につきましては、これを公開の場で御発言いただくことによって、視聴者の増加等に貢献するおそれがあるということで、基本的に発言はなるべくお控えいただければと考えております。

その次、（2）ですけれども、この会議の議事録につきましても原則として会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開とさせていただきますと思います。ただし、構成員等の発言のうち、次のイ～ハに掲げる事項につきましては、海賊版サイトの個別名称、特定個社の被害額、その他、構成員から発言に際し非公開の取扱いについて要望のあった事項でございますけれども、このイ～ハに関しましては非公開、つまり議事録からは削除して公開させていただきますと思います。

その下、配付資料につきましては原則として会議終了後、速やかに公開とさせていただきますと思います。ただし、1（2）に掲げる事項など、公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部または一部を非公開とすることができることとさせていただきますと思います。

3ポツ目の参考人の招致につきましては、必要に応じまして座長の御判断により招致をして意見を聞くことができるとしております。

その他、4ポツのところですのでけれども、検討会議の運営に関する事項につきましては、検討会議に諮った上で座長が定めることとしております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

原則公開で行います。なので発言は少し配慮してくださいということでございますが、この運営について何か質問、意見などある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。では、この方針で進めます。

続いて、この会議設置の背景と検討のスコープについて、事務局から説明をお願いします。

○岸本参事官 お手元の資料3から資料4-1、資料4-2、資料5を用いて説明をさせていただきますと思います。

資料3でございますけれども、この問題、インターネット上の海賊版サイトに関するさまざまな参考資料を載せております。

2ページ目でございますけれども、知財推進計画2018、つい先日、6月12日に決定したものでございますが、そちらで記載をしております内容の抜粋をさせていただいております。本日、参考資料として配付しておりますけれども、4月13日に決定いたしました緊急対策なども受けまして、インターネット上の模倣品・海賊版対策について、今後の対策のあり方や方向性を総合的に検討する場としてこの会議を設置するということについても、一番上の矢印のところでございますけれども、載せさせていただいております。その他、リーチサイト対策ですとか広報啓発、オンライン広告対策について記載しております。

3ページ目でございますけれども、インターネット上の海賊版対策についての全体の見取り図のようなものになっております。

4～6ページ目に関しましては、緊急対策でも言及しておりました3つのサイトについての参考資料となっております。

また、7ページ目でございますが、サイトブロッキング、DNSブロッキングと言われるものについての簡単な図となっております。

8ページ目につきましては、諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況ということで、2017年9月現在で42カ国で導入されておりますという参考資料となっております。

その他、参考資料を幾つか載せておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に資料4-1と資料4-2について説明をさせていただきたいと思っております。

このタスクフォースにおいて、御議論をいただきたいと考えております主な論点について整理をしております。まずこの会議でございますけれども、検討のスコープといたしまして検討を総合的に行うということで、①～③を挙げております。関係者協力のもと、インターネットにおける健全なコンテンツ利用環境の維持・発展のため必要とされる措置を実施していくことで、まずは海賊版の入り込む余地を少なくしていくという観点で、正規版流通のさらなる拡大によるコンテンツ視聴環境の整備。そして次に現行法令下での既存の海賊版対策の取り組み状況の検証及び実効性評価。そして、その次に特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方ということで、順に検討を進めていただければと考えております。この①～③の流れで検討を進めていきたいということを図示したものが、資料4-2となっております。

1つ目の正規版流通のさらなる拡大によるコンテンツ視聴環境の整備につきましてですけれども、まずは産業界における取り組み状況、現状はどうなっているのか。また、デジタル配信をさらに進める際の課題は何なのか。そして、その課題を解決するために必要な官民での取り組みは何かといったところを意見交換していただければと思っております。

次に、現行法令下での既存の海賊版対策の取組状況の検証及び実効性評価につきまして、複雑化するインターネット上の広告出稿の仕組みを前提として、悪質な海賊版サイトへの広告出稿抑止について、より効果的な対応策はあるか。侵害コンテンツの削除要請ですと

か刑事手続ですとか検索結果表示抑制など、現在でも行っているさまざまな手法に加えまして、CDN事業者等に対する差止請求など、とり得る手段はあるのか。それらの実効性を高めるために必要な制度的な課題はあるのか。その他、現行法令下でとり得る有効な手段、例えばフィルタリングですとかドメイン停止要請などは、実効性のある手法として考えることができるのか。また、関係者による普及広報・キャンペーンの実施といったところも論点として挙げられるかと考えております。

その次、特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方についてですけれども、諸外国での対応策を踏まえつつ、我が国において特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使の実効性を高めるために必要とされる制度整備はあるかとしておりまして、2ページ以降にさらに具体的な論点を記載させていただいております。

まず、制度整備のあり方ということですが、諸外国で実施されている対応策のうち、EU諸国ですとかアジア諸国で実施されているウェブサイトへのアクセス制限、ブロッキングは一定程度の有効性がある手法か。この中にはブロッキングの技術的検証も含まれると考えております。

また、その他、米国で採用されているドメイン没収など、ブロッキングにかわり得る実効性ある手法は存在するのか。

そしてその次、ブロッキングに係る制度整備を行う場合の論点でございますけれども、まずユーザーからのサイトのアクセスについて、憲法ですとか電気通信事業法に定める「通信の秘密」、憲法に定める「表現の自由」「検閲の禁止」との関係で整合性がとれるのか。

他の法益侵害に対する検討が必要か。法制度の整備を著作権侵害に限定するということによいのか。

著作権侵害に関する立法措置を行うとした場合の論点としまして、どの法令で立法措置を行うことが適当なのか。請求に当たって司法手続ですとか行政手続の手法がある中で、どういった手続を求めるのか。請求を行うことができるものの範囲をどう考えるのか。具体的にどのような要件を満たした場合に請求を認めるべきなのか。

3ページ目に行きまして、対象とすべき「特に悪質な海賊版サイト」の範囲をどのように考えるべきか。司法手続によるブロッキングを行う場合、効率的かつ効果的な訴訟手続きとして、どういった仕組みが考えられるのかというところが論点として挙げられるかと考えております。

最後、その他の法制度に関する論点としましては、リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為に係る検討のほか、違法アップロードされた静止画のダウンロードを私的複製の対象外とすることについての検討。また、その他、特に悪質な海賊版サイトに対する実効性ある法制度はあり得るのかというところで、現時点での論点を整理させていただいております。

次に資料5でございますけれども、今後のこの会議のスケジュールとして現時点で事務局として持っているイメージ案でございます。第1回は本日のこの会議でございます。さ

きほど御説明しましたこの会議での検討のスコープなどについて、意見交換をいただければと考えております。

第2回でございますけれども、来週26日の9時からということで、正規版流通の取り組み状況について、そして、これまでの既存の対策に関する実効性の評価についてということで、議論に入っていただければと考えております。

以下、第3回は7月18日、第4回以降も1カ月に2回ずつ程度開催をさせていただきまして、9月中旬ごろにはそれまでの議論を中間的に取りまとめいただきまして、パブリックコメントにかけていくというイメージで考えております。

以上、事務局からの説明でございます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、ここから自由討議に入りたいと思いますけれども、初回でもありますので御発言に際しましては委員の皆さんのバックグラウンドなど、簡単な自己紹介も含めて御発言をお願いできればと思います。

そして、今日は後藤委員、宍戸委員、長田委員、前村委員からもそれぞれ資料を配っていただきますので、それぞれのコメントをいただければと思いますけれども、議論に入る前に私、今の説明を伺いながら現状の確認だけしておきたいのですが、4月13日に政府決定がなされて、問題とされた3サイトは今もう見られなくなっているということよろしいのですか。

○岸本参事官 漫画村とAnitubeに関しましては閉鎖されたと認識しております。MioMioに関しては閉鎖されているということではないのですが、一時期、動画の再生ができない状態が続いておまして、現在は再生可能な場合もあるといたしますか、こういったものでござらんになるかによっても異なっている状況かと思っておりますので、それぞれ御確認をいただければと思います。

○中村座長 それから、NTTさんがブロッキングをするという発表を一時されましたけれども、実際にまだブロッキングしているところはないという認識でよろしいでしょうか。

○岸本参事官 ないと承知しております。

○中村座長 という状況でございます、4月13日段階で出された状況とはかなり変化しているといえますか、沈静化しているという状況で、言ってみれば私は政府の決定というのは効果があって、状況が変化したという状況だと思っておりますので、それを踏まえて議論できればと思います。

事務局からは3つの論点が示されました。正規版の流通と、既存の対策の検証評価と、法制度整備。こうした3つの論点でよいのか。そして、法制度整備に関してもるる論点をお出しただいていましたけれども、不要な論点はあるのか、追加すべき論点はあるのかといったことをまず整理できればということで、ひとまず皆さんのスタンスをお聞かせいただければと思います。

では、資料をお出しただいている後藤委員、宍戸委員、長田委員、前村委員から順に

まず御発言いただければと思います。後藤さん、どうぞ。

○後藤委員

まず4月13日に緊急対策がまとまってから、本日このような場を設置いただきまして、事務局初め座長には深く御礼を申し上げたいと思います。

私からは3点でございます。

まず1点ですが、いわゆるサイトブロッキングに関しまして、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど、代表的な国を対象に根拠とする法律は何なのかということと、その具体的な運用はどうしているのかというものを知財事務局、文化庁、経産省の支援を受けながら調査を始めたいと思っております。

2つ目ですが、お手元の資料6ということで御案内をさせていただいていますが、簡単に現況について御案内したいと思います。これにつきましては私どもと連携をしていますMPA (Motion Picture Association)、アメリカのハリウッドの6大メジャーの会社から聞いたこと、さらには海外のいわゆるマスコミに書いてあった実態レポートを抽出して、このポンチ絵をつくっております。

いわゆる匿名性と秘匿性ということで、運営者特定の闇と題しておりますけれども、左上に3つあります。まず①として匿名ドメイン代行ということで、右下に①ということでNjallaというのがあります。これは完璧に匿名性を売りにしています。前から言っていますようにパイレート・ベイの共同創業者が刑期を終えてつくったがちがちの、ばりばりのいわゆるドメイン代行サービス会社です。

②が匿名・秘匿サーバーの代行、ホスティングです。この真ん中のぐるっと巻いたやつです。いわゆるCDN、Cloudflare等々があります。これは分散型のサーバーということで複雑になっているということですが、MPA等々の照会に関しましてはすぐに回答をします。ただ、回答するのはIPアドレスとホスティングプロバイダ名のみということです。回答したと同時にIPアドレスの運営者のほうにも通知をするということですのですぐ逃げられてしまうのです。だからここに手を打っても全く意味がないということになります。

ではその次に何なのかというと、今、一番問題になっていますが、オフショアホスティングです。いわゆるここで脆弱な国、ウクライナ、ポーランド、ブルガリア、ロシア、インドだとかそういった国。税金逃れのタックスヘブンと一緒に、いわゆるこういう国に置いてあるサーバーを利用する。さらに厄介なのがディープでBullet Proofというホスティングがあります。ここになると先ほどのNjallaと一緒に「聞くな！ 答えるな！」というポリシーのもと、いわゆる利用者情報としてはメールアドレスと仮想通貨のみという情報しか入手しないということになります。非常に複雑です。

そして左の真ん中ですけれども、では広告はどうなのかということで、広告が一番追える分野なのかという御意見があります。でもここも代理店の多層化、アドネットワークの複雑化という問題が絡んでいる。そして今、広告も、広告でもうけるのではなくて、ここにありますようにアドフラウドですとかマイニングなんかでもうけている部分があります。

さらに仮想通貨でやりとりされるとこの問題はより厄介になります。いわゆる仮想通貨というのはDASHとかMoneroとかありますけれども、ああいうものを使われてしまうと闇に行ってしまうということです。この辺の状況も国際的な調査会社等々と一緒に今後、調査していきたいと思っています。

3点目ですが、こういった状況、いわゆるオンラインの環境、グローバル化といった背景を受けまして、ぜひともISPの皆さんに今後苦勞をかけると思いますので、ISPの皆さんとCODAとの間で具体的な対策を協議する場を設けまして、実務的な協議を進めてまいりたいと思います。

私としては海賊版対策の実務家として、いわゆる海賊版サイトを潰すということが目的でありますので、サイトブロッキングありきということではございません。あらゆる皆さんの知恵を拝借して、この状況を改善したいと思っております。

そして、この検討をした結果、調査結果については随時この場で御提供させていただければと考える次第です。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。私は憲法と情報法を研究しておりますけれども、このような場にお招きをいただきましてありがとうございます。私からもお手元の資料、それから、それ以外のことも含めまして3点申し上げたいと思います。

私もこれでも物書きの端くれと思っておりますので、権利者の一人としてインターネット上での権利侵害、著作権侵害というものは大変腹立たしいものだと思っております。その意味でこのような検討会議の場において、ブロッキングに限らず総合的な海賊版対策を御議論されると承知しておりますので、まさに本当に実効的で、迅速で、きちんとした効果のある対策をこの場で皆様と御議論をする、そのお手伝いができればと思っております。

今、後藤委員からCODAさん、あるいは権利者さんとISPさんとの間での話し合いというようなものがこれから始まっていくというお話を伺いましたけれども、ぜひこの検討会議の場においても、例えばこれはどうなっているのだろうか、あるいはこれはこういうふうにしたらいいのではないだろうかというような、密な連絡をとっていただくよう、座長、事務局にはお願いしたいと思っております。

また、この場にいない通信事業者の中でも、例えばIT連などにおいてこの問題についても議論があると聞いておりますので、そういったさまざまな関係者、ステークホルダーの方々からもよく御意見をこの場で聞いて、実効的な対策というものに何かいい手がないかどうかということを広く衆知を集めて決めていく場にしていただきたいと考えております。これが1点目でございます。

2点目は、お手元の資料7のDNSブロッキングが形式的に通信の秘密を侵害し得るとする政府研究会等の記載例というお手元の資料を簡単にごらんいただきたいと思っております。すな

わち、この対策はDNSブロッキングが1つの有効な手段ではないかという御議論があることはよく承知をしております。他方、これについて通信の秘密を侵害するのかもしれないのかといったようなことについてもまだ十分議論というか、議論の認識が収れんしていない部分もあるのではないかと危惧しておりますので、資料7という形でこれまでの政府研究会あるいは通信業界における通信の秘密の理解についての記載というものが、これは確立したものであると考えておりますので、提供させていただいたところでございます。

ポイントは、お手元の資料3の3ページをごらんいただきたいと思いますが、これでユーザーが問題になる、違法有害サイトにアクセスしようとするときのこれがサイトブロッキングだというのは、これは海賊版コンテンツ対策の全体像をお示しになるという観点からこういうふうにお書きになっていることは承知しておりますので、その意味で間違いではないのでございますが、より正確には資料3の7ページの参考の部分でございまして、この下の部分でございまして、①でプロバイダに問い合わせたときにダミーのIPアドレスに変換し、回答してくる。このあたりの段階で既に通信の秘密の侵害が発生するとこれまで伝統的に理解されてきたということが、議論の核心であるということをぜひ申し上げておきたいと思っております。この点については、これまで電気通信事業法を所管してこられました総務省において、何か補足の御説明があれば伺いたいと思っております。

最後、3点目でございます。資料7の後のほうの私どもがメンバーでございまして情報法制研究所の情報法制研究タスクフォースにおける著作権侵害サイト対策検討における論点整理というペーパーを提出させていただきました。こちらはサイトブロッキングありきとか、サイトブロッキングなしということではなく、総合的な海賊版対策についてどういふふうな議論を進めたらいいだろうか。あるいはブロッキング立法をしようとした場合にはどのような論点があるかということについて、検討をしたものでございます。本日おいでの上野構成員にも、このお披露目のシンポジウムには御参加をいただいたと記憶しております。

ポイントは、仮に立法しようと思ったときに、非常に大きな、それも著作権法だけに限らず電気通信事業法であったり、あるいは民法、民事訴訟法であったり、刑事法であったり、さまざまな論点にまたがるという、かなりこれはいろいろ議論しなければいけない論点も多い立法になるだろうということでございます。かなり課題が多いということで、きちんとした議論が必要である。きちんとした議論をしないと、先ほど中村座長おっしゃいましたような知財政策、IT政策全体に非常に大きな波及効果をもたらしますので、これはかなりきちんとした議論が必要だろうということが1点。

もう一つは、ここには余り強調されていませんけれども、2ページに書きました2の自主的な取り組みの推進として、これまで違法有害情報対策として一定の効果を上げてきましたフィルタリング対策についてもう少し、具体的にはこれまでの課題でありますとか実効性といったものについて、この場でも御議論をいただいて、同時にとりわけ今後の知的財産を消費者として支えていくべき、あるいは生産者として支えていくべき、若い世代の

人たちに対する著作権に対するリテラシーの向上を図っていくということとセットで、フィルタリングの方策についてもこの場で御検討いただければと思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○中村座長 長田さん、お願いします。

○長田委員 御専門家の皆さんの中に、1人だけ消費者というか一般人の立場で参加をさせていただいております。全国地域婦人団体連絡協議会という地域婦人会の全国組織の事務局長をしております長田と申します。

私どもは全国組織ができましたのが昭和27年。戦後、地域の活動をしている婦人会の人たちが集まってつくった組織でございます。そういう初代のメンバーたちの強い思いが私どもの組織にとっても大きく影響していると思っていますのですけれども、戦争中、そして戦前のさまざまな体験の中で、女性たちがきちんと声を上げながら日本という国を考えていかなければいけない。自分たちも学びながら何かあったときにはきちんと声を上げられるような組織でありたいということが、最初の創設者たちの思いであったと思います。ということで憲法に規定されている通信の秘密とか、検閲の禁止、表現の自由をとっても大切にしてきた組織です。

私どもそういう組織ではありませんけれども、保守的組織でもあります。その中で今回、出されている海賊版というものの存在につきましては、非常に憂いておりますし、みんなで何とかそれを撲滅したいという思いはとても強く思っています。その中で資料もごちゃごちゃ書いてあって大変恐縮ですが、いろいろ素人なりにお勉強させていただいた中で、ぜひこの場でいろいろ情報を明らかにしていただけるといいなと思ったことを書いてまいりました。

1つは、私たちが一番大切だなと思っているのは、正規版の流通がとてもニーズに合った正規版のサイトができるといいなと思っております、それがなかなか音楽などと比べると進んでいないのは、一体どういうわけなのだろうというのは知りたいなと思っております。何かそういう権利処理のところ難しいことがあるのかとか、実はとてもコストがかかりますという話も聞こえてきたりしていますので、そういうことも教えていただきながら、どこかで解決の手法はないのかということをお願いしたいと思っております。

それから、現行法上で何ができるのかということで、なかなか難しいというお話も先ほどいただきましたけれども、例えば裁判とかどのようにやって、何かそこでどのような課題があるのかとか、手続上でどういう問題があったのかということをお願いして、その中でまた新たなやり方ができるものかということを検討していくに際しても、スコープの中にも入っていましたが、より情報を明らかにしていただけたらいいなと思っております。

その上で、先ほど申し上げましたように、私どもの団体にとって通信の秘密というのはとても大切だと思っております、法制度をもし何か整備のあり方を検討するに当たっても、先ほど座長の御挨拶の中にも出てきましたから安心しましたけれども、何かブロッキ

ングをやる法整備をつくりますということを前提として議論するのではなく、ほかに何かできないのかということをご検討していただきたいと思います。もうスコープの中に入っているさまざまな手法についても、丁寧にぜひ議論をしていただきたいと思いますところですので。

いざ制度整備のあり方を検討するに当たっても、諸外国の調査もなさいますというお話でしたので、それはぜひきちんと教えていただきたいと思いますし、通信の秘密や表現の自由、それから、今回、サイトが特定されているのも私どもにとってみればそれは検閲だろうという思いがございますので、そういうことについてもきちんと検討して確認をしていただきたいと思いますところですので、ということを書かせていただきました。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて、石田さんお願いします。

○石田様 ありがとうございます。日本ネットワークインフォメーションセンターの石田でございます。

本来の委員は前村でございます、前村はまさしく今、所用で欠席となっております、その所用の理由となりますのが、こういう問題というのは別に日本に限られた問題でございまして、そういう議論を行うための場の1つとしてICANNという場がございます。今まさしくそのICANNが開催されております、前村は今回と次回、欠席させていただいております。

我々JPNICは25年来、インターネットの安定運用、特に運用者あるいは技術者の視点からさまざまな活動を行ってまいっておりますけれども、4月の海賊版対策の提案がございましたが、先ほど宍戸先生からは法的な課題について御発言があったと思っておりますけれども、我々JPNICといたしまして、こちらに用意させていただいている資料、2ページ目以降に詳細を書かせていただいておりますけれども、主に技術的、運用的な課題について述べさせていただきます。

DNSブロッキングは今、非常に慎重に運用されています。その結果として効果的に働いているという認識でおりますけれども、積極的な意志を持ってユーザーがアクセスするような場面において、DNSブロッキングは果たして有効に働くかどうかということに関して、いささか疑問を持っております。

さらにその有効性を担保といいますか、保持する。具体的に言うと大きな穴があく可能性があるわけですが、その穴をふさいでいくことに関して、次々とイタチごっこのようなことが起こっています。その穴を維持するような活動を行っている人たちもいる。それが主にグローバルプラットフォームとかオンラインプラットフォームといわれる人たちによるものなわけですが、そういうサービスを提供している人たちも実際に今、現れています。そういう面も踏まえた見解といたしましては、ブロッキングは必ずしも効果的、特にDNSブロッキングは必ずしも効果的であるとは言えないと考えます。むしろ海賊版

サイトによる一種のビジネスを回しているエコシステムに踏み込んで、各部分を対処することが必要なのではないかと考えています。その部分に当たってグローバルでの働きかけというのは必要だと考えておりますので、そのあたりについてJPNICはいささかお手伝いできるものと考えております。

私からの発表は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○中村座長 どうもありがとうございました。

その他、皆さんからの御意見、コメントを賜りたいと思いますが、その前に1つ、後藤さんがおっしゃったCODAとISPの協議の場というのが気になりまして、というのも全ての対策についてこの場で扱っていききたいのですけれども、全ての論点をここで消化し尽くすのは難しいなと私も思っておりまして、ここで議論すべきことの一部をそういった場で先にアウトソース的に掘り下げていただくと非常に助かると思うのですけれども、もう少しどのようなことをなさろうとしているのか、お聞かせいただけませんか。

○後藤委員 今回、御提案でございますので、ISPの方が乗っていただけるのか否かはまだわからない部分もございますけれども、ISPの皆さんと話し合わないとなんか先が見えないというのは確実であります。具体的な問題点についても我々も把握している部分がありますので、その辺を次回に直接に話し合っ、問題解決が見出せればというところで、当事者同士で話し合い部分というのは多くあると思います。その辺を取りまとめてこの親会ではないのですけれども、この場で御報告させていただければと思っています。

○中村座長 先ほど宍戸さんから密な連絡をというお話がありましたが、ぜひとも折りに触れて御報告いただければと思います。

それでは、皆さんからコメントをいただきたいと思いますが、人数も多いこともありますし、意見、コメントがある方はこの札をここで立てていただいて、指名する方式にしたいと思います。

最初に立ったのは川上さん、よろしくどうぞ。

○川上委員 カドカワの川上です。

今、CODAの後藤さんから、サイトブロッキングだけが方法ではないということをおっしゃられましたけれども、私のほうからはブロッキングという言葉自体、非常に刺激的なのですが、これに類する技術以外では、基本的にはこの問題は解決できないということをここで改めて主張させていただきたいと思います。

今、JPNICの石田さんが、必ずしもそうではないということをおっしゃられましたけれども、石田さんのお話というのは前提がありまして、グローバルな協力でございます。つまり、問題は結局、日本の法律が及ぶのは日本国内だけだということなのです。ルールが及ぶのが日本の中だけだということで、これがもちろん世界で共通のルールでこういう対策ができるのであれば、こういうブロッキングに類する技術は必要ありません。でも現実にはそうではありません。だから本当に石田さんのおっしゃるようなグローバルにICANNとかで海賊版対策ができるようなルールが本当にできるのであれば、もちろんそれはブロッキン

グが有効でないという議論は成立する可能性があります、現実問題、そんなことはないわけです。

ですので、まずグローバルな協力というのが本当に実現できると思われている方は、ぜひ主張していただきたいのですが、まずそれは私はこれまでの歴史、現状を踏まえて非現実的な話だと思いますので、それを前提にブロッキングに類するようなある種のアクセス制限の仕組み以外では、この問題は解決できないということをまず主張させていただきたいなと思います。

その上で、4月13日の今まで実際に漫画村を初めとする違法サイトというのは、全く手の出しようがなかったわけなのですが、4月13日の政府の発表で、結果的にはこのサービスはほぼ停止いたしました。今までなかったことなのです。まずそのこと自体を皆さんに認識していただきたい。そして、それで出版社のコンテンツ業者の電子版サイトの売り上げというのは大きく改善いたしました。これも事実でございます。

もう一つ、法的な問題ですが、国民の権利の侵害みたいなことがいろいろとこの問題に批判される方から出ておりますが、政府の発表が行われた4月13日の夜9時にニコニコアンケートを行いまして、8万9,154人の方に、これは30分間ぐらいで答えていただいたのですが、それによりますと海賊版サイトのアクセスを遮断することに賛成するユーザーは52.7%で、反対される方は19%と大幅に賛成の人が上回っております。残りはわからないというユーザーなのですけれども、実際にこれは年代別にもとっていまして、このうち10代に限ると、10代ユーザーは漫画村のメインのユーザーでございます。そうするとやはり反対意見がふえるのです。それでも賛成が43.4%、反対は26.5%、これは一般のネットユーザーの感覚でも海賊版サイトというのは本当に問題であって、それに対してこういうようなある種の強硬な手段を使うこともやむを得ないだろうというふうに、一般のユーザーも感覚としては思われているという事実をここで指摘させていただきたいと思います。

そして、いろいろな反対意見の中で広告とかの収入源を遮断するというような意見がありました。これに関しては私も大賛成です。でも、一言ここで申し上げたいのは、その方法を今まで例えば広告主が悪いだとか、そういうことは私たちは言えなかったのです。常に今まで逃げられていた。広告に関してとめてくださいと言っても、それは難しいとか言っただけでなかなか対応してくれなかったのです。それが4月13日の発表を受けて、初めてその空気が変わって、そういったことがやってもいいのではないかという世論ができたのであって、私としてはある種の後出しじゃんけんみたいなものだと感じております。

ですが、もちろんそういう広告収入の遮断というのは有力な方法ですので、これはぜひ推進していただきたいと思いますが、ただ、それだけではできないというのは今のCODAの後藤さんも指摘されたとおりです。広告収入以外にもありますし、もしくは広告収入なしでそういうある種の出版詐欺の破壊みたいなことを行うことも可能なのです。実際に漫画村以前にはフリーブックスというサイトがありまして、これは広告は載っていませんでした。これに対しては広告遮断は当然効果がないわけです。今、インターネットの時代とい

うのは、産業を破壊するのに非常に安いコストでできるのです。ですので必ずしも収入源を絶つことだけでは問題は解決しないということを、最後に述べさせていただきたいと思えます。

私からは以上です。

○中村座長 では、立石さん、どうぞ。

○立石委員 ありがとうございます。日本インターネットプロバイダー協会の立石と申します。よろしくお願いいたします。

一応、我々が知っているだけで日本に800社のISPがいると言われていたのですが、我々は120社余りISPが加盟している団体でございます。協会としても著作権侵害を含め人権侵害いろいろありますが、違法有害情報対策は行うべきだと考えておりますし、これまでもできる限りのことをやってきました。

その上で今回、ブロッキングという話になると、この場のスコープではなくなる可能性もあるのですけれども、人権侵害についてはどうなるのかということについても実施する手段そのもの、今で言えば具体的なブロッキングでありますけれども、やるのであればそこまで考えざるを得ないということだと思っております。

その通信の秘密ということに関して我々は非常に丁寧に扱ってきておまして、いわゆる正当業務行為だと割り切れるようなことですら、慎重に議論を重ねて実際にはやってきた。例えばスパム対策のOP25Bにしてもそうですし、DDoSだとかDNSアタックだとか日々いっぱいありますけれども、それについても細心の注意を払ってやってきたつもりであります。

その上で冒頭、座長がお話されておりましたように、知財政策、IT政策の調整だと。もちろんそうだと思うのですけれども、それ以上に私自身は知る権利だったり表現の自由への挑戦だと思っております。日本の民主主義をこれからどう考えるかというところまで行くのではないかと非常に大きな問題だと思います。

その後、いろいろ技術的なことだとかいろいろありますけれども、そこはまたそのときそのときまた御発表させていただけたらと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○中村座長 吉羽様、お願いします。

○吉羽様 講談社の吉羽でございます。

本日は委員の野間の代理で出席しております。野間の挨拶というか、メッセージを預かってまいりましたので、読み上げさせていただきたいと思うのですけれども、先ほど川上委員からございましたように出版社の売り上げが大きく改善ということがございまして、大きくまではいかないかもしれませんが、売り上げなどについても触れさせていただきたいと思っております。

代読させていただきます。

講談社社長の野間です。私は今回のタスクフォースで出版社としての立場から発言し、

違法サイト撲滅への法制化、対応策をいかにして実現させるかについて、全面的に協力していきたいと考えております。

そのためには、まずこれまで漫画村などの違法サイトから受けてきた被害状況、そして、十全ではなかったかもしれませんが、早くからとってきた対応策についてお話をしたいと思います。

講談社の被害状況としては、デジタルコミックの大幅な売り上げダウンという形であられました。それはこれまでの売り上げ推移から見れば、説明のつけようのない急激な落ち込みぐあいでした。漫画村は2017年8月以降に爆発的に広がりしましたが、8月に発売されたある人気デジタルコミックの新刊が配信後3日のデータで前巻に比べて大幅な売り上げの減少を示しました。ちなみに前巻はその前巻比でかなりの売上の伸びを示していました。後日談とはなりますけれども、サイト閉鎖の直後、ことし4月発売の最新巻では前巻比を少し上回るレベルまで回復しております。デジタルコミック全体の売り上げに関しても、この5月は対前年同月を上回りました。

一方で、デジタルコミックの売り上げ急落が始まった昨年9月からサイト閉鎖の1カ月前、ことし3月まで7カ月の間ですが、違法アップロードされていなかったテキストの電子書籍は逆に前年同月比で順調な上昇率を示していました。

社内の試算ではありますが、デジタルコミックがテキストと同じ推移を示していれば相当な額の売り上げが見込まれたとの数字がはじき出されています。

講談社はこの間、決して手をこまねいていたわけではありません。警察に対して漫画村の摘発を求めるアクションは昨年から起こしていました。警察からの証拠調べなどの捜査にも協力してまいりました。

また、違法サイトに対する削除要請は、昨年3月以降だけでもオンラインリーダーに対して約8万件です。その他の違法サイトを含めれば16万件超も行ってきました。しかし、悪質なサイトは弊社からの削除要請や抗議、警告に全く耳を貸さず、オンラインリーダー全体で見ても削除要請の成功率は28%という低さで、全く効果が上がらない状態でした。残念ながら、そうして漫画村は爆発的に広がり、皆さんも御承知のことと思いますが、CODAさんの試算によれば出版業界全体で約3200億円という莫大な被害を受けたと考えられます。

違法サイトを見逃し続ければ日本のコンテンツ産業は根底から崩壊し、作家やクリエイターらのすぐれた才能を枯渇させてしまうことが明らかです。私は違法サイトへのアクセスを制限する方法は幾つもあると思いますが、法律のあるいは技術的な知識は持ち合わせていません。しかし、このタスクフォースには多くの専門家の皆さんがいらっしゃいます。どうすれば実効性のある法制化が確立できるか。あるいはアクセスを制限する手段の法制化には一定程度の時間がかかるものと思いますが、現行法の中でとり得る対策はないのか。さらに言えば専門家の皆さんと我々出版社が民間でできることはないのか。どうか御出席の皆さんからお知恵をお借りし、限りある時間の中で皆さんと実りある議論を進めて、深めていきたいと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○中村座長 森さん、お願いします。

○森委員 弁護士の森です。

児童ポルノのブロッキングの実施のときに、安心ネットづくり促進協議会というところで法的整理のお手伝いをしていました。

私からは2点ありまして、先ほどから委員の皆様がブロッキングありきということではないと、川上さんを除けば皆さんそう言っていたので安心していただけましたけれども、私もそれはそう考えるべきだと思っておりまして、というのは法律をつくれれば、それは適法にできるようにはなるわけですけれども、その前に通信の秘密を侵害しつつ、権利侵害を救済するということがいいのかどうなのかという議論。本件では海賊版サイト、著作権侵害であり、かつては児童ポルノによる被害児童の権利侵害だったわけですけれども、そういった権利の侵害と通信の秘密を侵害する。これは全てのユーザーの通信の秘密を侵害するわけですが、そのバランスです。どちらが優先されるのかという議論は、これは法制度化をする際にどうしても避けて通れないことだろうと思います。ですので、立法化という議論についてはまず立法是か非かという話がある。もちろんブロッキングを除いて対策を立法化するというのであれば、私は全く賛成ですので、それは速やかにお進めいただきたいと思いますが、ブロッキングの立法化ということについては、そういうそもそもやるべきかどうかという問題があると思います。

二次的にはこれまでインターネット上に権利侵害情報がたくさんありまして、裁判所にも非常に多くの事件がかかっているわけですけれども、それは全て削除請求であったり、発信者情報開示請求であったり、損害賠償請求であったり、そういったところで皆さん、権利侵害の救済を図ろうとしてきたわけです。ブロッキングだという話にはならなかったわけです。ここに来るまでは。では著作権侵害以外のプライバシー侵害だったりとか、名誉棄損だったりとか、そういったものときには全く救済手段として検討されなかったブロッキングが、ここに来ていきなりそれはそれしかないんですよというような話になったときに、国民的に納得が得られるのかということ。そういう問題もあると思います。それが1点目です。まず是か非かという議論が必要だということ。

もう一つ、これは座長にお願いということなのですが、4月13日の緊急対策で、法律のない状態での臨時的かつ緊急的な措置というものが言及されて、ブロッキングを緊急的にやるという方向性についても、事業者でそういう方向性について言及することがあったわけですけれども、これはその後のいろいろな議論の深化といいますか、さまざまなところで先生方の調査とか御発表とかあった結果として、これについては不適法ということで、恐らく法律系の先生方の意見というのはほぼ一致していると思いますので、緊急的な対応はすべきでないということをここで早い段階で確認しておくのがいいと思いますので、それについては御検討をお願いします。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

今、御指摘いただいた現状認識ということを目頭、私、確認の意味でしたというところ  
でございます。

ほかに、では瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 非常に難しい問題で、皆さんいろいろ御意見をいただいて、なるほどなと思  
っています。

実際にサイトブロッキングということをしてはいますが、実は目的は海賊版サイト、つまり違法利用の撲滅であるということについては、皆さん異論なく合意  
されているということは、何か意見が対立しているかのように見えるのだけれども、実は  
1つの目的が同じであって何も矛盾はないというのが私の今の感想です。

サイトブロッキングという手法について、今回非常にクローズアップされていますけれども、私はその4月の知財の決定にも関与していましたし、この件を知っています。だけ  
れども、サイトブロッキングを安易にやることについては反対です。でも、サイトブロッ  
キングを排除することも同時に反対です。私は選択肢の1つであるだろうと思っています。

ただ、今、法制化ということが問題になっていますけれども、なぜ法制化をする議論に  
なったのかというと、ある意味で言えばサイトブロッキングを使わないで済むようにする  
にはどうしたらいいかというのを決めるために今、手順を考えるということで検討されて  
いると理解しています。つまり、サイトブロッキングがぼこぼこ使われてしまうのではな  
くて、やるべきこととができることがあるとしたら、それを手順にやって要件定義をして  
いけば、ある意味で言えばサイトブロッキングまでたどり着かないうちに私はできるの  
ではないかと思っているのです。ただ、そのときにサイトブロッキングという手法1つにと  
らわれてしまうと、議論がおかしくなってしまうような気がします。

ですから海賊版をどうしたらきちんと対応してなくせるのか。特に複雑化して、手口が  
巧妙になってきていることに対してどういう手順が考えられるのかは、ここにいる皆さん  
と一緒に手順をつくって、そして、その手順がきちんとなっていけば、そこできちんと解  
決するはず。特に広告もそうですし、サーチエンジンの優先順位もそうですし、いろいろ  
ことがあるし、新しい方法もあるかもしれない。それはここで皆さんで出して、ちゃんと  
それを定義することで私はすごくいい結果が出るのではないかと今、皆さんのお話を聞い  
ていて思いました。

なのでぜひ、一手法にとられるのではなくて、全体的に対応できるような手段をこれ  
だけの皆さんがいらっしゃるので、ぜひお考えいただきたいし、私もそう考えていき  
たいと思います。なので、論点が先ほどそもそもやるべきかどうかということももちろ  
んございました。ただ、いわゆる1つで完璧な手法ってないのです。これをやったら絶対  
にオーケーになってしまう手法はない。もともと正規版の流通が重要だという話もある。  
いろいろなことを複合していくということがあるので、私は現時点はあらゆる手法を視野  
に入れて海賊版対策をするべきではないかと思っています。非常にいいスタートの議論を

皆様から伺えて私はよかったなと思いますし、これについてより深めていければ、6回で私はいろいろな結果が出るかなと期待しております。

以上です。

○中村座長 福井さん、お願いします。

○福井委員 福井でございます。専門は著作権、エンターテインメント法を行っております。

本当に瀬尾さんのおっしゃるようになるという心から感じています。私もここで多くのことを学ばせていただいて、また、よりよい解決に向けて少しでも貢献できるというと思います。

1点、配られた資料の中にはこのブロッキングということについて、これが通信の秘密の形式的な侵害であるという言葉と、重大な侵害であるという言葉が混在しているように見受けられました。もしこれが重大な侵害であるということを議論の当然の前提とするならば、海外では違法サイトへのアクセス遮断はほとんど通信の秘密としては議論されていないのではないかという論点が浮上するように思います。そこでは知る権利とか、ネットの中立性、ネットワーク中立性の論点として主に議論されているように思うからです。

ただ、その議論を先鋭化させてしまうよりも、広くこれは一方において通信やアクセスの自由、他方において新たな作品を生み出し続けられる環境という社会にとっての重大事項。この最適バランスを探るといふ議論であるべきではないかと思うわけです。

その意味で、私もブロッキングありきの議論は反対いたします。不要だと思います。クリエイターやコンテンツ企業に重要なのは、深刻化する海賊版をどう抑え込むかという結果でありますので、使わないで済むならブロッキングは不要であり、実効策が見つかるならばそれでよいのだと思います。そのための場であると考えます。

その意味で、先ほど御発表いただいたような被害実態あるいは現行法での取り組みの検証あるいはたびたび御発言のあった関係者の協力によるさまざまな実践というのは、極めて重要になるだろうと思います。例えばCDN、Cloudflareなどに対する対策も従来は利用主体性とか執行可能性とか、あるいは他のCDN業者に流れてしまうのではないかと、いろいろ複雑な問題があり、ハードルも指摘されていましたが、しかし、社会状況が変わっているのだから検証を行うべきだろうと思います。ただ、同時にこうした実効策は費用対効果も無視はできません。現行法での手段があるならたとえ過剰な費用と期間がかかっても、それでよいというふうには必ずしも思わないわけです。その意味で諸外国では一体どんな措置で、どの程度の海賊版の抑制効果が見られたのか。これについてはぜひ多くの情報を上げていただければと思います。

同時に、手法というのは変わります。海賊版の手法というのは技術の発展でどんどんと逃げていって変わってしまいますから、1つの手法で絶対ということは恐らくないだろうと思います。御指摘があったとおり広告出稿は非常に重要ですが、非常に有効な対策ですが、これとてマイニングへのアクセスの利用とか、あるいは個人情報の取得とか直接課金

あるいは課金なし。さまざまなパターンに対してはきかないわけです。よって複数の有効な手段を組み合わせ、不断に見直していくことが重要ではないかと感じました。私もそんな議論に少しでもお役に立てればと思います。

以上です。

○中村座長 丸橋さん、お願いします。

○丸橋委員 テレコムサービス協会サービス倫理委員会の委員長をしています丸橋と申します。

JILISのペーパーのタスクフォースにも参加しておりまして、この問題については森先生と一緒に児童ポルノの導入のときからずっとかかっています。

今、聞いているとおり、まずブロッキングありきの議論というのは、それはまず排除すべきだと思います。それから、CODAさんと地婦連の長田さんからありましたとおり、現状把握が一番重要なのではないかと思います。例えば福井先生がおっしゃった費用対効果が重要だという点、ブロッキングについてもそうですし、今月のイギリスの最高裁の判決でも、権利者側がブロッキングの維持費を持つというような判決も出ています。そういうブロッキングそのものの調査も必要ですし、ブロッキングを各国やっているとして、各国の調査についてやっているとして、それは各国のさまざまなポリシーミックスの1つとしてのブロッキングだと思うのです。そういう全体の状況を調査しないとピンポイントで現行のブロッキングの判例だけ調べても意味がないと思っていますので、政府のお金で調査するのしょうけれども、足りない部分は民間が補ってでもきちんとした調査をするべきだと思います。

以上です。

○中村座長 吉田さん、お願いします。

○吉田委員 インターネットコンテンツセーフティ協会、ICSAで設立時の事務局長をやっております、今は理事を務めております吉田と申します。

2011年からインターネットコンテンツセーフティ協会が設立されまして、児童ポルノのブロッキングのリストづくりというのをやっておりますけれども、皆様御承知のとおり児童ポルノブロッキングに至るまでは約1年、2年かけてじっくりと議論して、同じように侃々諤々とした議論の上に開始されているものでございます。おかげさまをもちまして、事故もなく7年間務めてまいっているところなのですけれども、先ほどCODAの方から民間同士の話し合いでという部分の御指摘があったと思うのですが、私もそちらの検討を進めるべきだと当初思っておりましたけれども、やはりこの間、議論を積み重ねる中で一番なぜこの海賊版対策というものがこれだけ世をにぎわせたのかというところを振り返ってみますと、やはり皆様の前提知識が余りにも乖離しているというようなところにあると思っております。

その意味で、このタスクフォースには最終的にこれだけいろいろな立場の方、専門家の方がお集まりいただいておりますので、安易に何かそういうワーキンググループ的なもの

を民間同士の話し合いに初期に託すのではなくて、前提知識を同じくするというような目的のために開かれたこの場で、そういった知識の統一化に向けた細かい話も含めて、ある程度やっていく必要があるのではないかと考えておりますので、最終的な何か対策フェーズとか、終盤のほうに至りましたらそういったワーキンググループに託すというのはいり得ると思うのですけれども、何を託すか、誰に託すかという点については、慎重にこちらで議論をした上で託したほうがいいかなと思っております。

また、海外調査の部分ですけれども、私も2011年前後に合計3回、欧州各国を歴訪させていただきました。これは本当に有用だったと思っております、日本での文献調査ですとか、あるいは児童を保護する側の立場の方の調査を聞いていると、欧州は1枚岩で全部やっているというような感覚に陥っていたのですけれども、実際にはまだ全然やっていなかったり、法律はできているけれども、施行法ができていなくて実施に至っていないとか、見ると聞くとは大違いというような部分が見受けられました。私は実際にそういったお話を現場で聞いてまいりましたので、その調査をするに当たってはきちんと両方の立場がまざった調査団みたいなものを派遣するという形で、慎重な調査をしていくことが何よりも寛容かと思えます。

若干遠回りに見えると思うのですけれども、海賊版対策という日本の問題に関して急がば回れというような形でやったほうが、最終的にはきちんとした対策になるのではないかと考えます。

以上です。

○中村座長 林さん、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。各専門分野の皆様からの御意見を伺い、勉強させていただいております。

これから今日今日を含め、次回も海外調査やこれまでの対処の実態などをまた聞かせていただいて、その上でインターネット上の海賊版対策について議論をしていくものと理解しております。

基本的には先ほど福井先生がおっしゃった論点についての考え方と私は共通しているのですが、1つ、御紹介したいのは、知的財産法の侵害については既に著作権も含め刑罰法規の対象となっており、多くは10年以下の懲役刑の対象となっております。こうした知財侵害品については、税関の水際差止制度の対象となっております。オリジナルの知的財産法、各法の侵害に該当することを前提として関税法のもとで水際差止が行われております。そして、知財侵害品の税関水際差止の9割以上は郵便形態の輸入の差し止めです。これは毎年の統計でも公表されております。

御案内のように郵便法8条にも通信の秘密条項はありますがけれども、ここにおいてはそれぞれの権利の利益衡量において、この郵便法上の通信の秘密条項の限界が認められている制度が日本でも既にある、ということでございます。今後ますます、コンテンツの流通

がインターネットを舞台とすることが多くなっている時代において、インターネット上の実効性のある海賊版対策をどのようにしていくのかということを議論する上では、この点についても考慮いただきたいと思います。

ただ、実際にはこういった知財侵害品の取り締まりについて具体的に制度をつくる上では、ISP業者の方に過度の負担をかけることがないようにする必要がありますし、手続保障を考えた法制度を検討する必要があります。また、技術の進化の激しい分野でありますので、法制度をつくるときに現時点での技術を前提として、それに特化したような制度にならないように留意して制度をつくるべきではないかと思います。

以上です。

○中村座長 山本さん、お願いします。

○山本委員 一橋大学の山本と申します。民事訴訟法を専門としております。そういう専門ですので、このブロッキングをするかどうかとか、あるいはブロッキングを仮にする場合にどういう主体で行うべきかということについては特段のコメントはありませんし、コメントする能力もありません。私はもし裁判所がそのブロッキングの手續に参与するとした場合に、どのような手續が考えられるのかということを検討するために参加していると認識しておりまして、もしブロッキングをしないとか、あるいは裁判所が参与しないという結論になるのであれば、今後の会議では私は一言も発言しないと思いますので、最初に一言だけ言わせていただくということでございます。

もし裁判所が参与した形でブロッキングをやることになった場合は、手續上、かなりいろいろと考えるべきことはあるのだろうと認識しております。そもそも請求権というものが一体どういう請求権なのか。既にある著作権法上の現状の請求権で説明できるのか、法律で新たな請求権を立てるのか、新たに立てる場合はそれが裁判外でも行使できる請求権なのか、裁判上でしか行使できない請求権なのか、あるいは裁判に基づいて発生されるような特別な請求権なのかといったことは考える必要があつて、それによって後の手續はかなり変わってくるのだろうと思います。

それから、実効性という観点からすると、先ほどの資料7ですかね。全ての個々のプロバイダに対して個別の請求をするということで、制度の実効性は確保できるのかという問題は確かにあるだろうと思っております。その場合は誰か適切な被告を立てた場合に、その被告に対する判決の効力が第三者にも拡張するような制度をつくるのか。拡張する場合にそれが法律上の効力として捉えるのか、事実上の効力でなおブロッキングは可能というふうに捉えることができるのか等々を考えないといけないと思いますし、今、手続保障というお話がありましたけれども、この場合のプロバイダというのは実質的な利害主体ではないとすると、実質的な利害主体、恐らくそのサイトの運営主体になろうかと思いますが、その者の手續権をどのような形でカバーするような制度の仕組みをつくるのか。現状のプロバイダ責任制限法についても一定のそのような枠組みは存在すると思いますけれども、ただ、かなり事情は違うようにお話を伺いましたので、その手続保障の問題はどうい

うふうに考えていくのか等も考えていかなければいけないと思っております、かなりいろいろ考えるべきことはあるのだろうと思っております。

以上です。

○中村座長 では石川さん。

○石川委員 ありがとうございます。動画協会の石川と申します。よろしく願いいたします。

前の知的財産戦略会議でも申し上げたのですが、アニメ業界といたしまして海賊版被害につきましては、余り具体的な数字は出せないのですが、売り上げの約倍は海賊版被害になっているという現状がございます。知的財産戦略会議の中でいろいろ皆さんと御議論した上で、本当によい方向に向かうであろうということを実感しております、業界内でも法整備に向けて今、動いておりますという報告をいたしました。

そして4月13日に政府発表していただきまして、緊急的な措置ではあったといえ、サイトが停止されたことによってアニメ業界の中でもその効果は確認できております。認められております。今、業界団体の総会が毎日のように続いておりまして、皆様とお話しする機会もあるのです。そこで皆様の御意見を伺いまして、そのように認められているというようなお話があります。

海賊版対策につきましては、時間がかかってしまっただけで被害が拡大するばかりではないかと思っております。今、アニメーションは本当におかげさまで注目をされているところです。私どもは動画協会といたしまして、ますます発展を目指しているところです。その発展にブレーキがかかってしまうのではないかというような懸念を今、持っています。

以上でございます。

○中村座長 上野さん、お願いします。

○上野委員 早稲田大学の上野でございます。

ブロッキングに関する議論は、我が国で最近急に始まったというわけではございませんで、研究レベルでも、また、この知的財産戦略本部でも次世代知財システム検討委員会において議論されてきたものです。私自身も、2016年2月25日のことですので、もう2年以上前ですが、この問題が取り上げられた第6回会合において、著作権に関するサイトブロッキングを正当化することは必ずしも容易でなく慎重な姿勢が求められるけれども、この問題に関する議論自体が我が国において十分なされてこなかったことは問題であるとして、国際的な状況を含めて、今後もっと議論すべきではないかという発言をしております。

ただ、その後、この議論はあまり進まず、結果として、我が国ではこの問題に関する議論が乏しい状況にあったように思います。

そのような中、今年4月の緊急対策決定というものは、これに御批判が強いことも承知しておりますけれども、これを機に我が国においてもこの問題に関する議論が活性化したのは事実でありますので、そのこと自体は望ましいことと思っております。そして、今回

このような会議体が設置されたというのも、そのような意味で大きな意義があるものと思っております。

もっとも立法を仮に行うということになりますと、一般論といたしまして、そもそも立法する必要があるのかという必要性の問題、そして、必要性があるとしても、立法によって過大な弊害が生じないかといういわゆる許容性の問題、さらには、憲法適合的であるのかといった点が問題になるところであります。その意味では、この会議体でも、先ほど検討スコープのお話がありましたように、海賊版被害の現状ですとか、ブロッキング以外の代替的な手段といったことについても検討されると伺っておりますので、そうした観点から妥当なことと思っております。

また、何らかの立法論を行う場合は、先ほどからお話がございますとおり、諸外国の立法例の検討というのは、我が国における立法論の選択肢を豊富化させるという意味で大変有意義なものと思っております。ただ、ブロッキング問題に関するこれまでの政府における立法例の紹介には十分でない点があったという指摘も見られるところでありまして、これは十分に考えていく必要があるように思います。また、一般論といたしまして、比較法におきましては、表面的な直輸入が許されるものではありませんで、それぞれの国が前提にしている社会や法制度全体を踏まえつつ慎重な検討が必要であるということには留意する必要があります。

他方で、外国は状況が異なるから参考にならない、と簡単に言われてしまうこともよくあるのですけれども、相違点というのは常にあるもので、比較法というのはそれを踏まえつつメタレベルで行うものなのですから、小さな相違を強調して比較法的な検討を過小評価することは適切でないと思っております。

もっとも、諸外国の立法例といたしましても広範にわたりますし、この会議体は期間も限られておりますので、なかなか難しいところもあるかと思っておりますけれども、適宜、外部のヒアリングも活用するなど効率的な検討を行うことが望ましいのではないかと考えております。

検討のスコープに関しましては以上です。ありがとうございました。

○中村座長 村井さん、お願いします。

○村井座長 輪番座長だから座長でないほうはただの委員ではないかと思って発言させていただきますが、来週はできないかもしれない。

まず皆さんの意見を伺うと、ある意味、安心したところがあって、やはり狙っていることは大体共通だということです。

1つ、私の立場から言うと、インターネットをデザインしてきたときにはインターネットというのはグローバルな空間をつくったのです。それで今、話している、それぞれでインターネットが社会基盤になってきたから、そのインパクトが国ごとに出てきます。法律はグローバルな法律はないわけですから、したがって、これを解く方法は2つしかなくて、1つはドメスティックな中での今回のような議論を国のためにどうするのかという話。

もう一個は、国際機関で調整をしていくというのがあるのです。1996年にインターネットドメインアドホックコミティーというのがインターネットのコミュニティーとWIPOとの間でありました。これが最初の議論で、私も実はインターネットのコミュニティーを代表して、5人のうちの1人で参加をしたのです。初めはこちらはIPといえばInternet Protocolだとばかり思っていて、あっちはintellectual propertyがIPだと言う。同じ言葉を使っているけど違うことを言っているという話でしたが、これはドメイン名の登録の話です。

つまり、ここにポイントが1個あるのです。グローバルな中ではそのデザイン、インターネットのデザインではDNSを途中でとめるとか変えるというのは、いわば全体的な設計のルール違反ですから、このことのインパクトグローバルにはとてもデザインにはインパクトが出てきます。ただ、今までそれが幾つかのところで行われているというのは、ある意味、技術的には、あるいはオペレーショナルにはある意味のリスクをとって断腸の思いでここに対してのそれぞれのソリューションを行おうという決断をしてきたというプロセスだと思うのです。したがって、要するにブロッキングというのはかなりデザインから見ると非常にリスクなことと、特にグローバルデザインの中ではそうなる。ただし、これはドメスティックの中でどういう議論をしていくのかということ、きちんとやって、それは後で、あるいはその最中に国際的な調整をする必要があるだろうという立場だと思うのです。

それで1つは世界の調査をいろいろしていただくとするのですが、アニメと漫画のコンテンツの重要性は、私たちの国のかなり強い独自のものだと思うのです。したがって、そこも考慮して考える必要があるかなと思いました。

もう一つは、先ほど川上さんが4月13日で空気が変わったと言ったでしょう。これは結構重要なことだと思うのです。つまりこれは何で変わったのか、何でとまったのか、これは広告を抑えたからとまったのか、それともみんながやばいと思ったからとまったのか。多分あのアナウンスメントでブロッキングはよくないよとか、そういう話をしているのは専門家だけで、多分何となくあの3つのサイトはいけないらしいと、こういうことを思ったから変わったのではないかと思うのです。

小学生の話は川上さんはしたでしょう。僕もすぐ調べていると、一番胸が痛んだのはTwitterで小学生が、今どきまだおまえ漫画に金を払っているのかというTwitterがあって、それでこれはやばいなと私も思ったのです。ただ、そういうところにはあのメッセージが何だか意味がわからないけれども、インパクトがあったのです。ということは先ほど長田さんが言ったみたいに、社会に対してどういうメッセージが出てくるかということも含めて大事なことで、空気が変わった、それから、先ほどお話がちょっとどなたかから出てきたフィルタリングの話です。フィルタリングというのはお母さんがとめましようとか、あるいは今ブラウザやスマホが出たときに、ある程度のブロックがされるようになっているのです。これはエンドユーザーのサイトでのブロッキングです。この有効性とこの関係は

どうなのとか、そういった空気が変わったを基調に今、有効な方法というのがいろいろなことができているのですけれども、特に今回、空気が変わった、即効性があったわけですから、そのことの分析が必要なのではないかと。これも事務局中心でお願いしたいなと思います。

広告を締めつけてもだめだという、これも川上さんの話であったのだけれども、確かに広告だけではないかもしれないのだけれども、ユーザーの規模がふえてくるとどう考えもそれを運用しなければいけないからコストがかかるのです。コストがかかるということはどこかに収入源があるのです。やはり経済関係との効果は常にあるので、これをどうふうにかえるかということ。

最後に、私はこれも出版界の方にぜひどこかで教えていただきたいのですけれども、要するに漫画とアニメとテキスト、動画、こういったような関係です。ダウンロード禁止法的时候は3つのコンテンツというか種類の中で出版というのはずれて、出版の中でも漫画とテキストというのはどうも違うらしい。このあたりの関係で今までの、私もある意味の知財の今までの議論というのとはついてこないところもありますので、そのこととの関係で今回ターゲットをどこに絞るのかわからないのですが、私の理解しているものでは最初に出てきているものはアニメと漫画ですよね。したがって、これとほかの方法論、特にダウンロード禁止法から外れている理由との関係、このあたりがもう一度ちょっと、私の不勉強かもしれないですけれども、確認ができて、今後もこのことが解決になるのかどうか、このあたりも議論していただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

今日皆さんにいただいている時間は10時までということですが、今、4つの札が立っておりまして、そこまでこなしたいと思います。若干延びるかもしれませんが、御容赦ください。

宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 二度目の発言の機会をいただき、ありがとうございます。手短に済ませたいと思います。

今までいろいろお話を伺いました。非常に示唆に富む御発言で、私も勉強したいと思えます。

その中で法律の関係の先生方、上野先生、福井先生、林先生がおっしゃられたことを若干補足だけさせていただきたいと思えます。つまりポイントは、今までの先生方のお話が示唆していることは、それぞれの法制、各国内の例えば電気通信事業法制であるとか、知的財産権法制、それから、各国間の比較、それぞれシステム間の比較と日本国内のシステムの中の部分システム間の関係をきちんと整理する必要があるとあって、相当作業をちゃんとしていないといけないということでございます。

例えば林先生が御指摘いただいた関税法上の税関検査の問題については、大法廷判決も

ございますし、また、郵便法上、信書の秘密と信書以外の郵便物との別の取り扱いがなされているといったような若干、法律家にとっては意味があり、しかし、外の方から意味があるのかわからないような細かいシステムのつくり方の問題がございます。

また、福井先生に御指摘いただきました点でございますけれども、各国ごとに憲法で通信の秘密を規定する、その範囲が違う、あるいは各国の電気通信事業法や通信法に相当する規定の中で、我が国で言えば通信の秘密でカバーしている問題を通信の秘密でカバーせず、別の規定、例えば利用者保護の規定でカバーしているとか、そういったでこぼこがあるわけがございます。そうでございますので、これは上野先生が既に御指摘のとおりですけれども、表面的な直輸入も、また、個別の違いというものを過度に強調するというのもよくなく、木を見て森を見ずということにならないよう、きちんとした調査研究というのをとりわけ事務局においてしっかりやっていただきたい。あるいは我々も情報提供したいと思っております。

以上でございます。

○中村座長 立石さん、お願いします。

○立石委員 今までのお話をお伺いしておりまして、特に森先生からも言及がありましたが、最初の海賊版対策の決定の中身についてファクトチェックをお願いしたいなと思いません。

あと、我々自身もいろいろなところの、特に人権侵害についてもどうするかということをやってきたことがありますので、例えば先ほど吉羽様からお話がありましたけれども、何十万件の削除要請というお話があったのですが、出せる範囲で結構ですので、具体的に例えばどういう削除要請を何十万件、何百万件されたのかという話とか、それから、ファクトチェックという意味でもう一つ、ブロッキングに対する技術的なイメージが全然違うなど、今、宍戸先生からもお話がありましたけれども、ブロッキングと言うと国境線上に何か置いてやっているみたいなイメージが多いのですが、実際に自分の端末の中で行われているということを認識しているのはどれくらいいるのかということもありますので、技術的なものについてのファクトチェック等もできるだけ早い機会で行っていただけたらと思います。

以上です。

○中村座長 石田さん、どうぞ。

○石田様 先ほど川上委員からグローバルで解決できると誤解されたと思って、そこだけ修正させていただきたいと思いません。

村井先生からもありましたように、グローバルなルールづくりの中で当然この問題は取り込まないといけないと思っておるのですけれども、それだけでは解決できないとは当然認識しておりまして、その中の1つの大きな点がローカルにプレゼンスを持っている海外事業者、グローバル事業者に対してどう取り組むかということろだと思っております。逆にそこに対して今回ちゃんとそれなりの手段を打たないと、ブロッキングの穴をあける人

たちがその人たちである可能性が非常に高いという現状がある中で、結局、ブロッキングをしたことによって、その人たちの影響力がさらにエンドユーザーに対して強まるという本末転倒なことが起こりかねないということを危惧して、先ほどのプレゼンをさせていただきました。

以上になります。

○中村座長 森さん、お願いします。

○森委員 先ほどの緊急措置のことで、何となくさらっとかわされたような感じもしましたので、ちょうど村井先生から4月13日の決定で空気が変わったことについて分析をというお話がありましたけれども、ある種、荒れ玉を投げ込んで、いろいろなところでばたばた化学反応が起きて、海賊版もとまってよかったねというところはあるわけですし、いろいろな対策も進みましたし、検討も進みましたし、そういう意味ではよかった。そういった総括の一環としてある種の混乱がおさまって、これから粛々ともう少し落ち着いて検討しましょうというフェーズになったわけですから、その中において法的整理が不十分で緊急措置すべきでないという総括もやっていただけないかと思いますので、ぜひこれはスコープとして取り上げていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

今日のところは皆さん、海賊版対策は必要だというのはコンセンサスかと思えますし、正規版の流通、そして広告やフィルタリングなどのいろいろな方策、さらには法整備といったさまざまな対策をこのテーブルには載せましょうということで、総合対策、パッケージになるかもしれませんが、そういったものをつくろうというのもコンセンサスかと思えます。

その際にブロッキングありきでないという意見もございました。一方でブロッキングを排除するものでもないという議論になってくるかなと。そういったものをテクノロジーと法律論とにらみながら考えていくことになろうかと思えます。それを短期間でこなしていく必要がありますので、事務局は非常に大変なことになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

村井さんから何か総括的に、よろしいでしょうか。

○村井座長 大丈夫です。

○中村座長 ということで時間がまいりましたので、このあたりで今日のところは締めたいと思います。

最後に知財事務局の住田局長から締めていただければと思います。

○住田局長 お忙しいところお集まりいただきまして、また、活発な御議論をいただきましてありがとうございました。

いろいろ事務局にも宿題をいただきましたが、これは従来のやり方ではなくて、新しいやり方でやらなければいけないなと思っていて、事務局のリソースも限られていますので、

調査は事務局でということではなく、それぞれの委員の方からいろいろとインプットをいただき、それで進めていきたい。そうしないとこれは先ほどございましたように、のんびりやっていてできる対策でもないので、もちろん慎重に論点を尽くしていくことは大事なのですが、全体としてはスピード感を持ちながら一定の方向性をつくっていきたいなということでありまして、皆様のますますの御協力、何となく調査は慎重に、事務局がというので時間ばかりたつということにはならないようにしていきたいなと思います。

それから、今、中村先生からお話のあったとおり、これはあらゆる対策の組み合わせというのが今日の議論の中からも非常に出てきた感じがするなと思います。その際に、どうしてもそれぞれの対策について縦割りに考えてしまうと、それぞれの対策についてゼロイチで、これは是だ非だという考え方をしがちなわけですが、今、先生がおっしゃられたような全体のパッケージとして評価されるべきものであって、先ほど国際比較の話もありましたけれども、全体的な対策として国際的な面からも評価をしていくというのは非常に大事なことでありまして、特定のものについて特定の法律的な観点からこれはいいんだとか悪いんだとかということではなく、全体としてこれだけをやるときのこのパーツというのがそれぞれの法律の中でどう評価されるかといったような視点も非常に大事で、先ほど村井先生からはインターネットのデザインということがございましたけれども、法的な措置も含めた総合的な対策をどうデザインしていくかということが非常に重要なのではないかということを感じた次第であります。

今後、かなりスピーディーに何度も何度も短期間でたくさんやらせていただくことになりますが、ぜひとも御協力をお願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○中村座長 最後に、次回の会合について事務局からお願いします。

○岸本参事官 資料5のスケジュール表にも載せておりますけれども、今回は来週火曜日、26日の9時からということで、場所は今日と同じ第1特別会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いたします。

○中村座長 では、閉会いたします。どうもありがとうございました。